

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】** 関東財務局長 殿
- 【提出日】** 2020年3月11日提出
- 【発行者名】** ワイエムアセットマネジメント株式会社
- 【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 廣中 享二
- 【本店の所在の場所】** 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
- 【事務連絡者氏名】** 原田 知幸
連絡場所（本店）山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
- 【電話番号】** 083-223-5186
- 【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】** YMアセット・オーストラリア好配当資産ファンド
愛称：トリプル維新（リアルオージー）
- 【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券の
金額】** 10兆円を上限とします。
- 【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月13日付で提出した有価証券届出書（2019年12月26日付提出の有価証券届出書の訂正届出書で訂正済み。以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、有価証券報告書等の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

（５）【申込手数料】

<訂正前>

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜 2.00%）となっています。
具体的な手数料の料率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
消費税率が10%になった場合は、2.2%となります。

<略>

<訂正後>

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜 2.0%）となっています。具体的な手数料の料率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

<略>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3 ）	
お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3 ）	
委託会社	ワイエムアセット マネジメント 株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p>
運用指図	2	損益 信託金（ 3 ）
受託会社	<p>三菱UFJ信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社</p>	<p>信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p>
	損益 投資	
投資対象	投資信託証券 など	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

< 略 >

< 委託会社の概況（2019年12月末日現在） >

・ 資本金の額 2 億円

・ 沿革

2016年 1 月 4 日 ワイエムアセットマネジメント株式会社設立

2016年 4 月 14 日 投資運用業の登録（登録番号：中国財務局長（金商）第 4 4 号）

2017年 8 月 31 日 資本金 1 億円から 2 億円へ増資

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社山口フィナンシャルグループ	山口県下関市竹崎町四丁目 2 番 36 号	6,300株	90%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	700株	10%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

< 更新後 >

< 略 >

上記の運用体制は2019年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

（５）【投資制限】

<訂正前>

<略>

<参考>組入投資信託証券の概要

本項は、当ファンドが投資を行なう投資信託証券の投資態度、信託報酬、関係法人等について、2019年9月13日（提出日）現在で委託会社が知り得る情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

なお、下記の点については、各投資信託証券に共通となっています。

ファンドの関係法人のうち販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

1. オーストラリア・リアルアセット・ファンド（適格機関投資家専用）

<略>

管理報酬等	運用管理費用の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.5562%（税抜0.515%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。 消費税率が10%になった場合は、年率0.5665%となります。
-------	---

<略>

2. ダイワ・マネーポートフォリオ（FOFs用）（適格機関投資家専用）

<略>

管理報酬等	運用管理費用の率は、各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの運用管理費用の率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.54 ^{*1} （税抜0.5）を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年0.972% ^{*2} （税抜0.90%）を超える場合には、年0.972% ^{*2} （税抜0.90%）の率とし、当該率が年0.000108% ^{*3} （税抜0.0001%）を下る場合には、年0.000108% ^{*3} （税抜0.0001%）の率とします。上記の総額を委託会社24.44%、販売会社66.67%、受託会社8.89%の比率で配分します。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。 消費税率が10%になった場合は、*1 0.55、*2 年0.99%、*3 年0.00011%となります。
-------	---

<略>

[組入投資信託証券の委託会社等について]

組入投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

大和証券投資信託委託株式会社

・沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年4月1日	営業開始
1985年11月8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

<訂正後>

<略>

<参考> 組入投資信託証券の概要

本項は、当ファンドが投資を行なう投資信託証券の投資態度、信託報酬、関係法人等について、2020年3月11日（提出日）現在で委託会社が知り得る情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

なお、下記の点については、各投資信託証券に共通となっています。

ファンドの関係法人のうち販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

1. オーストラリア・リアルアセット・ファンド（適格機関投資家専用）

<略>

管理報酬等	運用管理費用の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.5665%（税抜0.5150%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
-------	---

<略>

2. ダイワ・マネーポートフォリオ（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

<略>

管理報酬等	運用管理費用の率は、各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの運用管理費用の率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.55（税抜0.5）を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年0.99%（税抜0.90%）を超える場合には、年0.99%（税抜0.90%）の率とし、当該率が年0.00011%（税抜0.0001%）を下る場合には、年0.00011%（税抜0.0001%）の率とします。上記の総額を委託会社24.44%、販売会社66.67%、受託会社8.89%の比率で配分します。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
-------	--

<略>

[組入投資信託証券の委託会社等について]

組入投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

大和証券投資信託委託株式会社

・沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年4月1日	営業開始
1985年11月8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年4月1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更（予定）

3【投資リスク】

<更新後>

<略>

参考情報

● 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

YMアセット・オーストラリア好配当資産ファンド



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 日本国債：NOMJURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル・ディバースィファイド(円ベース)
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
 MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
 NOMJURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
 FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
 JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル・ディバースィファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

販売会社におけるお買付け時の申込手数料の料率の上限は、2.16%－（税抜 2.00%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

消費税率が10%になった場合は、2.2%となります。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社：ワイエムアセットマネジメント株式会社）

サポートダイヤル 083-223-7124

<受付時間> 営業日の9:00～17:00

<略>

<訂正後>

販売会社におけるお買付け時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜 2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社：ワイエムアセットマネジメント株式会社）

サポートダイヤル 083-223-7124

<受付時間> 営業日の9:00～17:00

<略>

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.945%－（税抜0.875%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

消費税率が10%になった場合は、年率0.9625%となります。

<略>

当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値

（2019年9月13日（提出日）時点）

ファンド名	実質的な信託報酬率（税込）の概算値
YMアセット・オーストラリア好配当資産ファンド	年率 <u>1.5012%</u> 程度 消費税率が10%になった場合は、年率 <u>1.529%</u> 程度

（注）各組入投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「<参考>組入投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は2019年9月13日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.9625%（税抜0.8750%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

<略>

当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値

（2020年3月11日（提出日）時点）

ファンド名	実質的な信託報酬率（税込）の概算値
YMアセット・オーストラリア好配当資産ファンド	年率1.529%程度

（注）各組入投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「<参考>組入投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は2020年3月11日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

（5）【課税上の取扱い】

<更新後>

<略>

- （ ）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- （ ）上記は、2019年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

<略>

5【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

(1)【投資状況】

(2019年12月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	2,141,562,176	98.87
内 日本	2,141,562,176	98.87
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	24,569,173	1.13
純資産総額	2,166,131,349	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年12月末日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	オーストラリア・リアルア セット・ファンド (適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託受 益証券 -	1,992,427,136	1.0532 2,098,623,502	1.0743 2,140,464,472	- -	98.82%
2	ダイワ・マネーポート フォリオ(FOFs用) (適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託受 益証券 -	1,103,110	0.9950 1,097,704	0.9951 1,097,704	- -	0.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(2019年12月末日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	98.87
	小計		98.87
合 計(対純資産総額比)			98.87

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2017年9月15日)	1,757,372,417	-	1.0000	-
第1特定期間末 (2017年12月20日)	5,104,192,388	5,134,235,853	1.0194	1.0253
第2特定期間末 (2018年6月20日)	4,762,821,125	4,792,704,419	0.9563	0.9622
第3特定期間末 (2018年12月20日)	3,574,668,107	3,597,205,600	0.9517	0.9576
第4特定期間末 (2019年6月20日)	2,516,744,720	2,531,097,696	1.0521	1.0580
第5特定期間末 (2019年12月20日)	2,121,436,834	2,133,393,713	1.0645	1.0705
2018年12月末日	3,457,997,389	-	0.9184	-
2019年1月末日	3,588,650,691	-	0.9601	-
2月末日	3,495,440,044	-	1.0039	-
3月末日	3,056,265,337	-	1.0359	-
4月末日	2,713,295,544	-	1.0448	-
5月末日	2,549,022,606	-	1.0246	-
6月末日	2,521,781,770	-	1.0792	-
7月末日	2,311,602,765	-	1.0868	-
8月末日	2,168,819,032	-	1.0361	-
9月末日	2,200,143,889	-	1.0367	-
10月末日	2,204,141,847	-	1.0700	-
11月末日	2,153,349,058	-	1.0682	-
12月末日	2,166,131,349	-	1.0852	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0060
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	2.5
第2特定期間	5.0
第3特定期間	0.8
第4特定期間	11.8
第5特定期間	2.3

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1特定期間	5,076,961,492	69,717,275	5,007,244,217
第2特定期間	502,425,706	529,120,815	4,980,549,108
第3特定期間	101,390,325	1,325,690,593	3,756,248,840
第4特定期間	33,549,605	1,397,635,685	2,392,162,760
第5特定期間	80,408,693	479,758,163	1,992,813,290

(注) 第1特定期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

(参考情報) 運用実績

●YMアセット・オーストラリア好配当資産ファンド

2019年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■基準価額・純資産の推移

基準価額	10,852円
純資産総額	21億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	+2.2%
3カ月間	+5.3%
6カ月間	+1.7%
1年間	+20.9%
3年間	—
5年間	—
年初来	+20.9%
設定来	+14.5%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額:240円 設定来分配金合計額:540円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	17年12月	18年3月	18年6月	18年9月	18年12月	19年3月	19年6月	19年9月	19年12月
分配金	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■主要な資産の状況

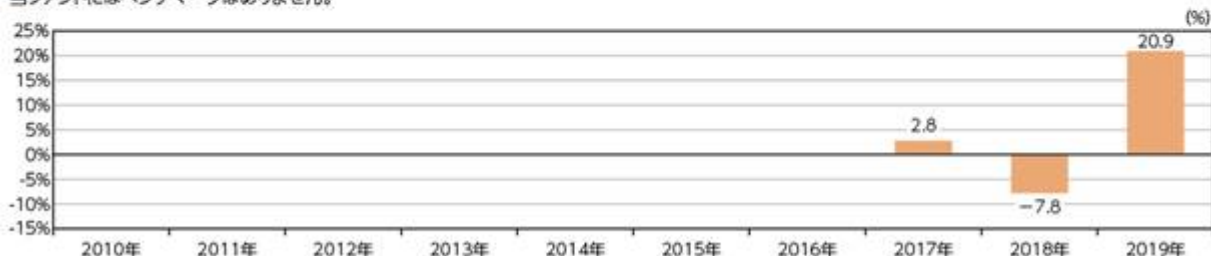
※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
大和証券投資信託委託	オーストラリア・リアルアセット・ファンド	98.8%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーポートフォリオ(FOFs用)	0.051%
合計		98.9%

※ファンド名は「(適格機関投資家専用)」を省略しています。

■年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2017年は設定日(9月15日)から年末、2019年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第3【ファンドの経理状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年6月21日から2019年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

Y Mアセット・オーストラリア好配当資産ファンド

(1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	前期 (2019年6月20日現在)	当期 (2019年12月20日現在)
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		31,326,775	26,253,732
投資信託受益証券		2,490,801,997	2,099,721,206
未収入金		55,000,000	29,000,000
流動資産合計		2,577,128,772	2,154,974,938
資産合計		2,577,128,772	2,154,974,938
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		14,352,976	11,956,879
未払解約金		39,423,795	16,327,054
未払受託者報酬		186,629	148,398
未払委託者報酬		6,346,043	5,046,334
その他未払費用		74,609	59,439
流動負債合計		60,384,052	33,538,104
負債合計		60,384,052	33,538,104
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,392,162,760	1,992,813,290
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ()		124,581,960	128,623,544
(分配準備積立金)		146,006,980	147,689,191
元本等合計		2,516,744,720	2,121,436,834
純資産合計		2,516,744,720	2,121,436,834
負債純資産合計		2,577,128,772	2,154,974,938

（２）【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	前期	当期
		（自 2018年12月21日 至 2019年6月20日）	（自 2019年6月21日 至 2019年12月20日）
		金 額（円）	金 額（円）
営業収益			
受取配当金		89,727,967	65,533,715
有価証券売買等損益		292,008,986	2,919,209
営業収益合計		381,736,953	68,452,924
営業費用			
支払利息		11,054	7,854
受託者報酬		419,543	304,322
委託者報酬		14,266,131	10,348,246
その他費用		167,736	122,914
営業費用合計		14,864,464	10,783,336
営業利益又は営業損失（ ）		366,872,489	57,669,588
経常利益又は経常損失（ ）		366,872,489	57,669,588
当期純利益又は当期純損失（ ）		366,872,489	57,669,588
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額（ ）		36,746,573	9,780,697
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		181,580,733	124,581,960
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,953,000	4,449,587
当期一部解約に伴う剰余金 増加額又は欠損金減少額		9,953,000	-
当期追加信託に伴う剰余金 増加額又は欠損金減少額		-	4,449,587
剰余金減少額又は欠損金増加額		615,027	23,694,802
当期一部解約に伴う剰余金 減少額又は欠損金増加額		-	23,694,802
当期追加信託に伴う剰余金 減少額又は欠損金増加額		615,027	-
分配金	1	33,301,196	24,602,092
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		124,581,960	128,623,544

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期
	(自 2019年6月21日 至 2019年12月20日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期	当期
	(2019年6月20日現在)	(2019年12月20日現在)
1. 1 期首元本額	3,756,248,840円	2,392,162,760円
期中追加設定元本額	33,549,605円	80,408,693円
期中一部解約元本額	1,397,635,685円	479,758,163円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	2,392,162,760口	1,992,813,290口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	前期 （自 2018年12月21日 至 2019年 6月20日）	当期 （自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日）
1. 1 分配金の計算過程	<p>（自2018年12月21日 至2019年 3月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（27,418,350円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（15,984,439円）及び分配準備積立金（106,614,623円）より分配対象額は150,017,412円（1口当たり0.047503円）であり、うち18,948,220円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（自2019年 3月21日 至2019年 6月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（49,550,568円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（24,052,894円）、投資信託約款に規定される収益調整金（12,594,024円）及び分配準備積立金（86,756,494円）より分配対象額は172,953,980円（1口当たり0.072300円）であり、うち14,352,976円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p>	<p>（自2019年 6月21日 至2019年 9月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（27,173,632円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（14,538,272円）及び分配準備積立金（125,656,634円）より分配対象額は167,368,538円（1口当たり0.079414円）であり、うち12,645,213円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（自2019年 9月21日 至2019年12月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（29,008,897円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（15,718,927円）及び分配準備積立金（130,637,173円）より分配対象額は175,364,997円（1口当たり0.087999円）であり、うち11,956,879円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 (自 2018年12月21日 至 2019年 6月20日)	当期 (自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日)
1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係る リスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係る リスク管理体制	取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に 関する事項についての 補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前 期 (2019年6月20日現在)	当 期 (2019年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前 期 (2019年6月20日現在)	当 期 (2019年12月20日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	28,682,879	27,634,689
合計	28,682,879	27,634,689

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 (2019年6月20日現在)	当 期 (2019年12月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 (自 2018年12月21日 至 2019年6月20日)	当 期 (自 2019年6月21日 至 2019年12月20日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 (2019年6月20日現在)	当 期 (2019年12月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0521円 (10,521円)	1.0645円 (10,645円)

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

イ．株式

該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託 受益証券	オーストラリア・リアルアセット・ ファンド（適格機関投資家専用）	1,992,427,136	2,098,623,502	
	ダイワ・マネーポートフォリオ （FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,103,110	1,097,704	
投資信託受益証券 合計			2,099,721,206	
合計			2,099,721,206	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年12月末日現在)

資産総額	2,166,700,781円
負債総額	569,432円
純資産総額(-)	2,166,131,349円
発行済数量	1,996,029,255口
1単位当たり純資産額(/)	1.0852円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況および 2 事業の内容及び営業の概況」を次の内容に訂正・更新します。

1【委託会社等の概況】

<更新後>

a. 資本金の額

2019年12月末日現在

資本金の額 2億円

発行可能株式総数 12,000株

発行済株式総数 7,000株

過去5年間における資本金の額の増減

2017年8月 資本金2億円に増資

<略>

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。

2019年12月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	6	25,261,784,723
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	6	25,261,784,723

3【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度に係る中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	208,709	204,993
前払費用	1,429	1,448
未収委託者報酬	43,375	43,880
未収収益	0	0
流動資産合計	253,515	250,322
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	0
工具器具備品	0	0
有形固定資産合計	1	0
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
敷金	7,490	7,490
投資その他の資産合計	7,490	7,490
固定資産合計	7,490	7,490
資産の部合計	261,005	257,813

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,338	601
未払金	19,614	20,700
未払代行手数料	18,805	19,223
その他未払金	809	1,476
未払費用	4,903	5,315
未払法人税等	2,303	2,023
未払消費税等	2,605	4,181
流動負債合計	30,765	32,822
負債の部合計	30,765	32,822
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	119,760	125,008
繰越利益剰余金	119,760	125,008
利益剰余金合計	119,760	125,008
株主資本合計	230,239	224,991
純資産の部合計	230,239	224,991
負債及び純資産の部合計	261,005	257,813

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		165,970		232,413
営業収益計		165,970		232,413
営業費用				
代行手数料		75,110		111,477
外注費		7,836		7,190
通信費		24,277		24,992
印刷費		15,610		11,112
広告宣伝費		1,819		858
諸会費		390		812
営業費用計		125,044		156,443
一般管理費				
給料手当	1	41,400	1	62,788
旅費交通費		1,834		1,167
地代家賃		7,688		7,886
減価償却費		4,022		-
租税公課		2,629		2,388
諸経費		5,910		6,402
一般管理費計		63,484		80,634
営業損失		22,559		4,663
営業外収益				
受取利息		1		2
雑収入		3		0
営業外収益計		4		2
経常損失		22,554		4,661
特別損失				
減損損失	2	14,580		-
特別損失計		14,580		-
税引前当期純損失		37,134		4,661
法人税、住民税及び事業税		668		586
法人税等合計		668		586
当期純損失		37,803		5,248

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	50,000	50,000	81,957	81,957	68,042	68,042
当期変動額							
新株の発行	100,000	100,000	100,000	-	-	200,000	200,000
当期純損失	-	-	-	37,803	37,803	37,803	37,803
当期変動額合計	100,000	100,000	100,000	37,803	37,803	162,196	162,196
当期末残高	200,000	150,000	150,000	119,760	119,760	230,239	230,239

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	150,000	150,000	119,760	119,760	230,239	230,239
当期変動額							
当期純損失	-	-	-	5,248	5,248	5,248	5,248
当期変動額合計	-	-	-	5,248	5,248	5,248	5,248
当期末残高	200,000	150,000	150,000	125,008	125,008	224,991	224,991

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

建物附属設備については定額法、工具器具備品については定率法を採用しております。

また、耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 10～15年

工具器具備品 10年

（２）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。また自社利用のソフトウェアについては、当社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

収益認識に係る会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約による履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当金額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

（貸借対照表関係）**1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）（単位：千円）**

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物附属設備	2,980	2,980
工具器具備品	997	997

（損益計算書関係）**1 関係会社との取引（単位：千円）**

	前事業年度 (自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)
出向者人件費親会社負担額	67,586	30,141
出向者人件費当社負担額	-	30,141

なお、出向者人件費親会社負担額については、親会社が負担しているものであり、当社損益計算書には計上されておりません。

2 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

場 所	用 途	種 類
本社(山口県下関市) 東京事業部(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備、工具器 具備品、ソフトウェア

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

継続的に営業損失を計上しており、投資額の回収に時間を要す見込みであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額14,580千円（建物附属設備2,515千円、工具器具備品665千円、ソフトウェア11,399千円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期 首株式数	当事業年度増 加株式数	当事業年度減 少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	3,000株	4,000株	-	7,000株	注

（注）普通株式の発行済株式数の増加4,000株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期 首株式数	当事業年度増 加株式数	当事業年度減 少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	7,000株	-	-	7,000株	

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金に限定しており、また資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、流動性リスクは僅少であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	208,709	208,709	-
(2) 未収委託者報酬	43,375	43,375	-
資産計	252,085	252,085	-
(1) 未払金	19,614	19,614	-
負債計	19,614	19,614	-

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	204,993	204,993	-
(2) 未収委託者報酬	43,880	43,880	-
資産計	248,874	248,874	-
(1) 未払金	20,700	20,700	-
負債計	20,700	20,700	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
敷金	7,490	7,490

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（税効果会計関係）1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	34,519	37,782
入会金否認	1,056	713
減価償却超過額	4,995	3,627
一括償却資産の損金不算入額	37	73
繰延税金資産小計	40,608	42,197
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	-	37,782
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	4,413
評価性引当額小計	40,608	42,197
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年3月31日） （単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	37,782	37,782
評価性引当額	-	-	-	-	-	37,782	37,782
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実行税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. セグメント情報
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報
(1) 商品及びサービスごとの情報
単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。
- (2) 地域ごとの情報
営業収益
内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
有形固定資産
有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。
- (3) 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 山口ファイナシャルグループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1) 増資の引受 (注2)	67,586 180,000	-	-
主要株主	株大和証券 グループ 本社	東京都 千代田区	247,397	子会社の 統合・管理	(被所有) 直接10.0	当社への 出資	増資の引受 (注2)	20,000	-	-

条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、親会社が負担しています。
- (注2) 当社が行った第三者割当増資を1株につき5万円にて親会社及び主要株主が引き受けたものであります。
- (注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	-------	--------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	㈱山口フイ ンシャルグループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	60,282	未払費用	2,039
-----	-------------------	------------	--------	------	-----------------	------------	----------------	--------	------	-------

条件および取引条件の決定方針等

(注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、親会社及び当社が各50%負担しています。

(注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	㈱山口銀行	下関市 竹崎町	10,005	銀行業	-	投信の販売 委託	投信販売(注1)	40,422	未払代 行手数料	11,154
同一の親会社を持つ会社	㈱もみじ 銀行	広島市 中区	10,000	銀行業	-	投信の販売 委託	投信販売(注1)	21,179	未払代 行手数料	4,193
同一の親会社を持つ会社	ワイエム 証券㈱	下関市 豊前田	1,270	金融商品 取引業	-	投信の販売 委託	投信販売(注1)	9,667	未払代 行手数料	2,663
同一の親会社を持つ会社	三友㈱	下関市 竹崎町	50	不動産業	-	事務所の賃 借	賃借料の支払 (注1)	7,490	敷金前払 費用	7,490 674
主要株主の子会社	大和証券 ㈱	東京都 千代田区	100,000	金融商品 取引業	-	出向者の受 入	出向者人件費 (注2)	23,040	-	-
主要株主の子会社	大和証券 投資信託 委託㈱	東京都 千代田区	15,174	投資運用業	-	出向者の受 入	出向者人件費 (注2)	18,360	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	㈱山口銀行	下関市 竹崎町	10,005	銀行業	-	投信の販売 委託	投信販売(注1)	45,537	未払代 行手数料	10,408
同一の親会社を持つ会社	㈱もみじ 銀行	広島市 中区	10,000	銀行業	-	投信の販売 委託	投信販売(注1)	25,056	未払代 行手数料	3,836
同一の親会社を持つ会社	ワイエム 証券㈱	下関市 豊前田	1,270	金融商品 取引業	-	投信の販売 委託	投信販売(注1)	36,409	未払代 行手数料	4,104
同一の親会社を持つ会社	三友㈱	下関市 竹崎町	50	不動産業	-	事務所の賃 借	賃借料の支払 (注1)	7,490	敷金前払 費用	7,490 674
主要株主の子会社	大和証券 ㈱	東京都 千代田区	100,000	金融商品 取引業	-	出向者の受 入	出向者人件費 (注2)	17,706	-	-
主要株主の子会社	大和証券 投資信託 委託㈱	東京都 千代田区	15,174	投資運用業	-	出向者の受 入	出向者人件費 (注2)	14,940	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

（注3）上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

（株）山口フィナンシャルグループ（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	32,891.40円	32,141.62円
1株当たり当期純損失金額	7,088.10円	749.77円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)
当期純損失（千円）	37,803	5,248
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	37,803	5,248
普通株式の期中平均株式数（株）	5,333	7,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位 : 千円)

	当中間会計期間 (2019年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	181,438
前払費用	1,461
未収委託者報酬	48,862
未収収益	0
流動資産合計	231,762
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	0
工具器具備品	0
有形固定資産合計	1 0
無形固定資産	
ソフトウェア	0
無形固定資産合計	0
投資その他の資産	
敷金	7,490
投資その他の資産合計	7,490
固定資産合計	7,490
資産の部合計	239,253

(単位：千円)

当中間会計期間
(2019年9月30日)**負債の部**

流動負債

預り金	142
未払金	22,679
未払代行手数料	20,900
その他未払金	1,779
未払費用	8,653
未払法人税等	1,456
未払消費税等	1,054

流動負債合計	33,986
--------	--------

負債の部合計	33,986
--------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	200,000
資本剰余金	
資本準備金	150,000
資本剰余金合計	150,000

利益剰余金

その他利益剰余金	144,733
繰越利益剰余金	144,733

利益剰余金合計	144,733
---------	---------

株主資本合計	205,266
--------	---------

純資産の部合計	205,266
---------	---------

負債及び純資産の部合計	239,253
-------------	---------

(2) 中間損益計算書

(単位 : 千円)

		当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		113,432
営業収益計		113,432
営業費用		
代行手数料		52,164
外注費		2,974
通信費		15,166
印刷費		6,741
広告宣伝費		534
諸会費		472
営業費用計		78,053
一般管理費		
給料手当	1	44,373
旅費交通費		315
地代家賃		3,943
減価償却費	2	36
租税公課		1,273
諸経費		3,559
一般管理費計		53,500
営業損失		18,122
営業外収益		
受取利息		1
雑収入		0
営業外収益計		1
経常損失		18,120
特別損失		
減損損失	3	1,311
特別損失計		1,311
税引前当期純損失		19,431
法人税、住民税及び事業税		293
中間純損失		19,725

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	150,000	150,000	125,008	125,008	224,991	224,991
当中間期変動額							
中間純損失	-	-	-	19,725	19,725	19,725	19,725
当中間期変動額合 計	-	-	-	19,725	19,725	19,725	19,725
当中間期末残高	200,000	150,000	150,000	144,733	144,733	205,266	205,266

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物附属設備について、定額法を採用しており、耐用年数は10年です。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

（単位：千円）

	当中間会計期間 (2019年9月30日)
建物附属設備	4,328
工具器具備品	997

（中間損益計算書関係）

1 関係会社との取引

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
出向者人件費当社負担額	38,181

出向者人件費については、当期より当社が全額負担しております。

2 減価償却実施額

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
有形固定資産	36

3 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

場 所	用 途	種 類
東京事業部(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

継続的に営業損失を計上しており、投資額の回収に時間を要す見込みであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,311千円（建物附属設備）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
普通株式	7,000株	-	-	7,000株	

（金融商品関係）

当中間会計期間（2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	181,438	181,438	-
(2) 未収委託者報酬	48,862	48,862	-
資産計	230,301	230,301	-
(1) 未払金	22,679	22,679	-
負債計	22,679	22,679	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当中間会計期間
敷金	7,490

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

1. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

2. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり純資産額	29,323.74円
1株当たり中間純損失金額	2,817.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純損失（千円）	19,725
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失（千円）	19,725
普通株式の期中平均株式数（株）	7,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 販売会社

<訂正前>

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2019年3月末日現在)	事業の内容
株式会社山口銀行	10,005	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	10,000	
株式会社北九州銀行	10,000	
ワイエム証券株式会社	1,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券()	48,323	

()2019年12月27日より、販売を開始いたします。

<訂正後>

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2019年3月末日現在)	事業の内容
株式会社山口銀行	10,005	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	10,000	
株式会社北九州銀行	10,000	
ワイエム証券株式会社	1,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	

独立監査人の監査報告書

2020年2月6日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

阿部 與直

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・オーストラリア好配当資産ファンドの2019年6月21日から2019年12月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、YMアセット・オーストラリア好配当資産ファンドの2019年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2019年6月18日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 阿部 與直

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月6日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 阿部 與直

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

